

前回資料からの施策の方向性修正箇所について

資料2

頁	修正箇所	修正の内容		修正の考え方
		変更前	変更後	
51	基本目標1(2)亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ①質の高い教育保育の提供 4つ目◇	子どもが安全に活動できるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園において施設外活動を含む様々な活動や施設の設備等の安全点検の実施等に関する安全計画を策定し、安全確保のための取組を行います。	保育所、幼稚園及び認定こども園において、安全計画に基づく施設や園外環境の安全点検や災害時の避難訓練の実施により、子どもの活動における安全確保のための取組を行います。	安全計画はすでに出来上がっているため文言を修正。災害発生時のリスク管理面についての記載を追加
51	基本目標1(2)亀山らしさを生かした魅力的な幼児教育・保育の実践 ②魅力ある教育・保育の実践 2つ目◇	相互貸借事業やかめやま電子図書館の活用により、市立図書館と連携しながら、子どもの読書習慣づくりを推進します。	ファミリー読書リレーの実施や、市立図書館との連携によるかめやま電子図書館の活用により、子どもの読書習慣づくりを推進します。	幼児教育・保育環境について記載する部分であるため、就学後に活用している相互貸借事業の部分を削除
55	基本目標2(1)切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 1つ目◇	臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、園や学校、医療機関など関係機関と連携して、配慮を必要とする子どもとその保護者を含めた支援体制を確保するとともに、個々のスキルアップによる専門性の向上に努めます。	臨床心理士、保育士、教員など専門スタッフを配置したこども家庭センターを核に、配慮を必要とする子どもとその保護者や園、学校、医療機関などの関係機関と連携し、情報共有などの支援体制を確保するとともに、職員の専門性の向上に努めます。	配慮を要する子どもの保護者との情報共有を図る点について追加
55	基本目標2(1)切れ目のない細やかな子ども支援の推進 ①配慮を要する子どもとその保護者への支援 2つ目◇	1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行います。	1歳6か月・3歳児の幼児健康診査において、臨床心理士など専門スタッフによる子どもの発達に関する相談を実施するとともに、保育所、幼稚園及び認定こども園などの依頼に基づく巡回相談により、子どもの状況に応じた集団生活における支援に関する指導・助言を行い、5歳児健康診査については就学に向けて支援が切れ目なくつながるよう試行を重ね、本格的な実施を検討していきます。	母子保健法により、市町村において1歳6か月児及び3歳児に対する健康診査の実施が義務付けられている中、国が5歳児に対する健康診査の費用を助成し、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目指していることから、5歳児健康診査についての記載を追加
57	基本目標2(2)主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ②子育て世帯の子育て力の強化支援 1つ目◇	子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間10選(実践)」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。	子どもが家庭で過ごす中で、幼児期から望ましい生活習慣を確立することができるよう、「お茶の間10選(実践)」リーフレットなどを活用した家庭教育への支援を行います。	変更なし
57	基本目標2(2)主体的な子育ての促進と子育て世帯のつながりづくり ①子育て世帯の子育て力の強化支援 4つ目◇	保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラット・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実します。	保育所、幼稚園及び認定こども園などで日常に行われる職員への相談や、地域子育て支援センターでの相談など、保護者の集う施設をプラット・ホームとして多様な相談機関を設け、身近な子育て相談体制を充実し、その周知を行います。	子育ての相談体制の周知について追加
63	基本目標3(2)自立に向けた支援体制の充実と確保 ②就学・進学に関する相談体制の充実 2つ目◇	すべての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら、集合型のみならず訪問型も含めた学習支援事業への展開を図ります。	すべての子どもの学力保障がなされるよう、対象者のニーズを把握しながら集合型のみならず訪問型も含めた学習支援事業の充実を図るとともに、夜間中学通学への支援を行います。	4月に開校する県立夜間中学へ通学する子どもを、就学援助費の一部の交付対象者とする予定であることから、施策に追加
69	基本目標4(2)子どもの居場所づくりの推進と子育てと仕事の両立支援 ②放課後を豊かに過ごす居場所づくり 1つ目◇	保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能の確保を図るとともに、夏休みなど長期休業時の居場所を確保します。	保護者の就労などにより、保育を必要とする小学生が放課後を安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブの受入機能及び夏休みなど長期休業時の居場所を確保するとともに、放課後児童クラブについて安全・安心に過ごすことができる場所としての施設整備に取り組みます。	放課後児童クラブの修繕等の施設整備の取組について追加